

名古屋市立大学教員の選考に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、教員（教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。以下同じ。）の選考について定めるものとする。

(一部改正 平成26年達第79号)

第2条 削除

(一部改正 平成31年達第63号)

(教員人事検討委員会)

第3条 教員の人事に関する事項を審議するため、教員人事検討委員会を置く。

- 2 教員人事検討委員会は、学長並びに理事長、副理事長及び理事の中から学長が指名する者をもって構成する。
- 3 教員人事検討委員会には議長を置き、学長をもって充てる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、教員人事検討委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、委員に退席を求めることができる。
- 6 教員人事検討委員会の庶務は、職員課において処理する。

(一部改正 平成22年達第2号、平成31年達第63号、令和4年達第52号)

(教員に欠員が生じた場合又は生じることが見込まれる場合)

第4条 研究科長は、研究科において教員の欠員が生じた場合又は生じることが見込まれる場合には、当該研究科として欠員の補充を行うかどうか及び欠員の補充する場合にはその具体的方針（専門分野、定員の取扱い、選考方法等をいう。以下同じ。）を作成し、前条に規定する教員人事検討委員会に提出しなければならない。

- 2 教員人事検討委員会は、当該研究科の欠員の補充を行うかどうか及び欠員の補充する場合における具体的方針を審議し、理事長に報告する。この場合において、教員人事検討委員会は審議に際し、原則として、当該研究科長の意見を聴取するものとする。
- 3 理事長は、前項の教員人事検討委員会の報告に基づき、当研究科の欠員の補充を行うかどうか及び欠員の補充する場合にはその具体的方針を学長に指

示するとともに、役員会に報告する。

- 4 学長は、当該研究科の欠員の補充を行うかどうか及び欠員の補充する場合にはその具体的方針を当該研究科長に指示する。

(一部改正 平成28年達第78号、平成31年達第63号、令和4年達第52号)

(研究科における教員の候補者選考)

第5条 学長より教員の候補者選考を行うことを指示された研究科長は、前条第4項の規定により指示された欠員の補充に当たっての具体的方針に基づき、教員の候補者選考を速やかに行わなければならない。

- 2 教員の候補者は、次条に掲げる教員の選考基準を満たす者の中から選考しなければならない。

- 3 第1項の教員の候補者選考は、原則として公募により行うものとする。

(一部改正 平成27年達第47号、平成28年達第78号、平成31年達第63号、令和4年達第52号)

(教員の選考基準)

第6条 教授は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 専門職学位を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴のある者
- (5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

2 准教授は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前項に規定する教授の基準を満たす者
- (2) 大学において、助教又はこれに準ずる職員としての経歴がある者
- (3) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

- 3 講師は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 第1項に規定する教授又は前項に規定する准教授の基準を満たす者
 - (2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者
- 4 助教は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 第1項に規定する教授又は第2項に規定する准教授の基準を満たす者
 - (2) 修士の学位（医学、歯学、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は専門職学位を有する者
 - (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者
- 5 助手は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 学士の学位を有する者
 - (2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

（一部改正 平成26年達第79号）

（採用の決定）

第7条 研究科長は、第5条の規定により、教員の候補者が決定した場合には、当該教員の候補者を学長に内申する。

- 2 学長は、研究科長からの内申に基づき、教員人事検討委員会の議を経て、理事長に申し出る採用候補者を決定する。
- 3 前項の場合において、学長が研究科長から内申のあった候補者から採用を行うことができないと決定した場合には、再度教員の候補者選考を研究科長に指示することができる。
- 4 学長は、第2項の規定により採用候補者を決定した場合には、理事長に申し出る。
- 5 理事長は、前項の規定により学長から申出があった場合には、役員会及び教育研究審議会に報告する。

（一部改正 平成28年達第78号、平成31年達第63号、令和4年達第52号）

（研究科に属しない教員の選考及び採用の決定）

第8条 学長は、教員人事検討委員会の議を経て、研究科に属しない教員の選考を行い、採用候補者を理事長に申し出ることができる。

- 2 研究科に属しない教員の選考は、第6条に掲げる教員の選考基準を満たす者の中から行わなければならない。
- 3 第1項の教員の選考は、原則として公募により行うものとする。
- 4 理事長は、第1項の規定により学長から申出があった場合には、役員会及び教育研究審議会に報告する。

(一部改正 平成22年達第2号、平成27年達第47号、平成31年達第63号、令和4年達第52号)

(委任)

第9条 各研究科における教員選考の取扱いに関し必要な事項は、研究科長が定める。

(この条追加 平成28年達第78号、一部改正 平成31年達第63号)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、発布の日（以下「発布日」という。）から施行する。
(他の規程の廃止)
- 2 次に掲げる規程は、廃止する。
 - (1) 名古屋市立大学大学院医学研究科教員選考規程（昭和44年名古屋市立大学達第2号）
 - (2) 名古屋市立大学大学院薬学研究科教員選考規程（昭和51年名古屋市立大学達第7号）
 - (3) 名古屋市立大学大学院経済学研究科教員選考規程（昭和40年名古屋市立大学達第6号）
 - (4) 名古屋市立大学大学院システム自然科学研究科教員選考規程（平成8年名古屋市立大学達第35号）
 - (5) 名古屋市立大学大学院人間文化研究科教員選考規程（平成8年名古屋市立大学達第49号）
 - (6) 名古屋市立大学大学院芸術工学研究科教員選考規程（平成8年名古屋市立大学達第50号）
 - (7) 名古屋市立大学看護学部教員選考規程（平成11年名古屋市立大学達第4

号)

(経過措置)

- 3 発布日現に研究科等において教員の候補者選考を実施している場合にあつては、第4条第4項に規定する理事長の指示を受けて実施しているものとみなす。
- 4 平成19年4月1日前の経歴に第6条の規定を適用する場合については、同条第1項第4号の規定中「准教授」とあるのは「助教授」と、同条第2項第2号中「助教」とあるのは「助手」と読み替えて適用する。

附 則（平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第2号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第79号）

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第47号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年公立大学法人名古屋市立大学達第78号）

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則（平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第63号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年公立大学法人名古屋市立大学達第52号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市立大学教員の選考に関する規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。